

「復旧計画について」

川内村長 遠藤雄幸

3月11日の大震災から半年が過ぎ、長期に渡り避難されている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

村では、9月13日に開会しました9月定例会の行政報告の中で、今後の帰村時期や除染などを網羅した復旧計画を示しました。計画は平成24年2月から帰村を始め3月末までに全村帰還完了を目指すものです。

緊急時避難準備区域の解除のためには復旧計画の提出が条件となっています。可能な限りの除染を行い村民の安全安心が確認できれば12月中に帰還宣言をする予定です。

除染は全ての復旧・復興のスタートです。現在国の除染推進チームと除染の方法や優先順位について協議しており、教育施設、保健医療介護施設、役場、集会所などの施設、かわうちの湯・いわなの郷、個人住宅、道路、農地、山林など村内全域を除染対象区域とし、村民の1年間被ばく積算線量を出来るだけ低く抑えることを目標として取り組んでいきます。特に子どもや妊婦をはじめとした放射線の影響を受けやすい方々の健康を第一に考えた除染を全ての地区において実施します。

約9割が森林である本村にとって、現実的には自然環境の維持や保水効果及び災害防止、景観等を考えると、樹木等を短期間で除染することは極めて困難な状況であります。しかし森林の除染は必要不可欠であることから生活居住区域の除染と並行しながら計画的に実施していかなければならないと考えており、山林の除染は約20年かけて進める方針です。

また、帰村の条件は除染対応だけではありません。将来に渡る健康管理の確立、保育園や小中学校、複合施設ゆふね（診療所、サービスセンター、ヘルプ事業、居宅支援事業、高齢者サポート事業）の再開、基幹産業としての農林業の振興、雇用の場の確保、生活を営むためのゴミ処理やし尿処理及び火葬場の確保、道路のインフラ整備、交通手段の確保、金融機関の再開、各商店の再開、流通基盤の確保、警戒区域住民や教員の住宅建設など、生活していくために不可欠な問題を解決していかなければなりません。

除染事業は国が実施主体として財源も含め責任を持って実施していくことが当然必要です。中でも悩ましい問題は除染廃棄物の長期処分場の設置と自治体ごとの仮置き場の設置です。本村でも仮置き場の候補地として5箇所を検討しておりますが、適地かどうかは、今後、国の専門的な立場から判断を仰ぎ、皆様への説明会を開催していく予定であります。除染は国の責任で村が積極的に関わりながら進めていきますが、「自分の生活は自分で守る」との考えから、村民皆様の積極的な参加をお願いします。

今回の原発事故は世界にも前例がないと言われております。今後、この低放射線が人体にどんな影響を及ぼすのか、どのレベルなら安全なのか、その判断基準が決まっているわけではありません。帰村に向けて多くの方々から様々な意見をいただきました。帰村宣言に対して賛成の方、反対の方がいるのは当然です。貴重な意見を参考にしながら慎重かつ大胆に復旧計画を具現化していきたいと思っております。

3・11の震災で川内村民全ての生活が変わってしまいました。個々の将来設計、村のあり様まで変わってしまいました。積み重ねてきたものが一瞬で崩れ落ちてしまった方もいらっしゃると思っております。

かえる 
かわうち
かわら版 No. 10

川内村災害対策本部
平成23年9月30日発行

首を長くして帰村を待っている人、新しい生活を始めた人、家族がバラバラで生活している人、仕事を失った人、子供がいる人、環境が変わって体調を崩した人や亡くなった人、10人居れば10人、100人居れば100人その状況は違うと思います。当然、帰村に対しての考えも違うと思います。

親は子供の健康や学校のことを心配し、仕事を失った人は生活をするための仕事があるのか不安になり、補償で生活していた人は帰村することによってお金が入らなくなるのではないかと考えているのかもしれない。米が作れるようになるのか、野菜が作れないなら戻らないという人もいます。いずれにしてもこのまま避難生活を続けることはできないことは自明です。長く避難すればするほど若い方の気持ちは川内村から離れるでしょう。更に自治体として存在し続けることが出来るのかどうかも心配であります。

帰村するかどうかは個人や家族が最終的に判断するしかないと思います。ひょっとしたら子供や若い方は帰らないかもしれませんが、戻れる故郷は必要だと思います。「戻れる人は戻る、心配な人はもう少し様子を見てから戻る」のスタンスで、全ては村民の自主判断に委ねる考えであり、村はその選択を尊重して出来る限りの支援をしていく考えです。帰村に向けて今必要なものはふるさとへの思いと絆であり、長引く避難生活でふるさとへの熱い思いが萎えてしまうことを一番懸念しています。今後少しずつ、ほんの少しずつ状況は安定してくるに違いありません。除染や様々な復興事業を通して、新たなコミュニティを築き上げていきたいと考えています。凜としておだやかな川内村を再生したい、きっと出来ると信じています。

井戸水等モニタリング調査結果

「ND」とは、測定結果が検出下限値と下回ったことを指します。
 検出下限値は、測定機器や測定条件により測定ごとに異なりますが、この結果においては概ね5Bq/kg前後です

※原子力安全委員会が定めた「飲料摂取制限に関する指標」飲料水の場合
 放射性ヨウ素 300Bq/kg
 放射性セシウム：200 Bq/kg

| 採取日 | 場所 | 水源の種類 | 検査結果 |
|------|---------|-------|------|
| 8/28 | 上川内字虚都窪 | 表流水 | ND |
| 8/30 | 下川内字館ノ下 | 井戸水 | ND |
| 9/3 | 下川内字上ノ台 | 井戸水 | ND |
| 9/5 | 下川内字上ノ台 | 井戸水 | ND |
| 9/7 | 上川内字竈場 | 井戸水 | ND |
| 9/9 | 上川内字後谷地 | 井戸水 | ND |

| 採取日 | 場所 | 水源の種類 | 検査結果 |
|------|----------|-------|------|
| 9/11 | 上川内字子安川 | 井戸水 | ND |
| 9/13 | 上川内字続ヶ滝 | 井戸水 | ND |
| 9/15 | 上川内字井戸ノ入 | 井戸水 | ND |
| 9/17 | 上川内字清水洞 | 井戸水 | ND |
| 9/19 | 上川内字清水洞 | 表流水 | ND |
| 9/21 | 下川内字原 | 井戸水 | ND |

仮設住宅(3地区に2人ずつ)保守隊が生活支援します

がんばろう福島「絆」応援事業により川内村の仮設住宅3ヶ所に仮設住宅保守隊の雇用により、下記業務を行うことになりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

- ・ 仮設住宅入居者への情報の周知等
- ・ 入居者の見守り
- ・ 生活弱者の生活支援。
- ・ 仮設自治会への協力業務
- ・ 入居者の要望等の聴取
- ・ 敷地内の保全（敷地整備等）
- ・ 集会所の清掃
- ・ 村、行政機関等との連絡補助業務

なお雇用期間は来年3月31日までです。

川内村地域保安隊が発足 村内を防犯パトロール

福島第一原子力発電所事故により村民の皆様の大半が避難しており、多くの方が盗難などの犯罪を心配していることと思います。

これに対し今回、がんばろう福島「絆」応援事業により川内村地域保安隊(隊長 島田賢一)が発足し、警戒地域を除く村内一円を巡回、パトロールを実施することとなりましたのでお知らせします。

なお、保安隊の照会は、住民班、電話0120-38-2119番までお寄せください。

野生きのこの採取及び出荷停止について

川内村は菌根菌類の野生きのこの採取及び出荷の制限がでておりましたが、今回、野生きのこ全てに対し、採取及び出荷自粛の規制ができました。

福島県では棚倉町で採れた「チチタケ」から国の暫定基準値の56倍にあたる1キロ当たり2万8000ベクレルの放射性セシウムが検出されたのをはじめ、いわき市や白河市など6つの市町村で採れた野生きのこから国の基準を超える放射性セシウムが相次いで検出されています。本村でも上川内山林内から採取した「ハツタケ」から1キロ当たり3,200ベクレルのセシウムが検出されました。この結果受け福島県の会津地方の一部を除く43の市町村に野生きのこの採取及び出荷が規制されましたので、今後、福島県内は会津地方の一部を除く地域の野生きのこの採取、販売、摂取をしないようお願いいたします。

*なおモニタリング調査については引き続き実施いたしていきます。

災害ゴミ(瓦、ガラス)の保管管理のお願い

東日本大震災により本村でも瓦やガラスなどの一部損害があり、その際のゴミの処理について苦慮されていることと思います。

村では現在これらのゴミに関して「仮置き場」の場所を検討しておりますので、当面の間は各自で保管、管理していただきますようお願いいたします。

担当 住民班

災害救助法による生活必需品の給付は 10月31日まで

6月から災害救助法による生活必需品の支給を行っておりますが、10月31日で終了することとなりました。

まだ受給されていない方は、生活支援班（0120-38-2119）までご連絡ください。

※支給対象者は、避難している方が対象です。

※なお生活必需品は石鹸類、台所用品、清掃用品、布団類、食器類です。

ゴミの収集日について

現在、東日本大震災（原子力災害）のため、ごみ収集等につきましては不定期に実施しておりましたが、10月より収集日程が決定しました。

川内村内におけるごみ処理等については次のとおり取扱いとなりますので、村民のみなさんのご理解をお願いいたします。

・収集するごみの種類及び日程

①可燃ごみ（毎週原則として火曜日と金曜日）

10/4 10/7 10/11 10/14 10/18 10/21 10/25 10/28

11/1 11/4 11/8 11/11 11/15 11/18 11/22 11/25 11/29

12/2 12/6 12/9 12/13 12/16 12/20 12/22（振替日）12/26（振替日）

12/28（振替日）※振替日は収集日が休日等の場合に替わって収集を行います。

②不燃ごみ（毎月一回）

10/5 11/2 12/5

③缶類（毎月一回）

10/13 11/10 12/8

④ビン類（毎月一回）

10/19 11/16 12/15

⑤ペットボトル・その他プラスチック（毎月二回）

10/12 10/26 11/9 11/24 12/14 12/27

⑥粗大ごみ（月一回）

10/20 11/21 12/21

※今回の震災等の災害ごみ（屋根瓦など）は、一般ごみとして出すことはできません。

一時的に仮置きとして、個人の私有地に保管願います。村で現在仮置場を検討中です。

・ごみは、従来とおり必ず分別してください。

・ごみ袋は、指定のごみ袋（双葉地方広域圏組合のもの）を使用してください。指定袋はモンペリ川内の湯前店で販売しています。

・問い合わせ及び粗大ごみの収集は下記にお問い合わせください。

双葉地方広域市町村圏組合 TEL 024-958-1751

南部衛生センター TEL 0240-25-4609

受付時間 午前 10:00～午後 3:00 まで（平日のみ）

担当 住民班

川内村議会議員一般選挙 11月20日 投票日 立候補予定者説明会

東日本大震災の影響により、任期満了による川内村議会議員一般選挙が延期されておりましたが、川内村議会議員一般選挙が11月20日に執行されることになりました。

立候補予定者へ届出の手続きと明るく正しい選挙を実施するため、村議会議員立候補予定者説明会を次により行いますので立候補予定の方はご出席ください。

なお、説明会への参加は、立候補予定者1名につき2名までとします。

・日 時 10月5日(水) 午後1時30分から

・場 所 ビッグパレットふくしま Cホール

川内村議会議員一般選挙の選挙期日 11月20日(日)

福島県議会議員一般選挙・川内村議会議員一般選挙 期日前投票立会人募集のお知らせ

11月20日(日)は福島県議会議員一般選挙・川内村議会議員一般選挙の投票日です。

これら選挙の期日前投票の執行のため期日前投票立会人を選挙人名簿に登録された村民の方から募集いたします。応募される方は10月14日(金)までに村選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

なお、立会人になられる方については、村規定の報酬をお支払いいたします。

詳しくは、川内村選挙管理委員会事務局(0120-38-2119)までお問い合わせください。

緊急時避難準備区域解除に伴う村民説明会の開催について

本村の緊急時避難準備区域は、4月22日に設定されましたが、福島第一原子力発電所において、水素爆発の危険性や原子炉の冷却ができなくなる可能性は低くなったとして、今月30日に解除される予定です。すでに本村では、除染やライフライン活用などを網羅した復旧計画を作成しました。

今後は、いつ帰村するのか、また除染はどのようにするのかなどについて、村民の皆さんに詳しくご説明しますので、最寄りの会場にお出かけください。

記

1. 実施日時及び場所

①平成23年10月 6日(木)

○午前9時30分から正午まで

第1区集会所

○午後1時30分から午後4時まで

第3区山村活性化支援センター

②平成23年10月 7日(金)

○午前9時30分から正午まで

郡山市ビッグパレットCホール

○午後1時30分から午後4時まで

郡山市ビッグパレットCホール

③平成23年10月13日(木)

○午前10時から正午まで

いわき市四倉公民館

2. 参加対象者 警戒区域及び緊急時避難準備区域の村民の皆さま

当日は、放射線と健康に関する講演会も予定しておりますので、各家庭1名は必ずご出席してください。

詳しくは、総務班0120-38-2119にお尋ねください。

国民年金に加入されている方へ

震災後の国民年金保険料の免除申請受付期間が延長になりました。

対象となる方は、平成23年2月から平成23年6月の期間中に国民年金に加入されていて、かつ、この期間の免除申請をされていない方のうち、まだ、保険料を納めていない方となります。

- 平成23年2月分から6月分までの保険料免除受付

平成23年7月まで ⇒ 平成24年3月まで

※平成23年7月分から平成24年6月分までの保険料免除受付期間には変更なく

平成23年7月から平成24年6月までとなっております

また、7月以降に免除申請をされていない方は、7月分以降の保険料免除申請がされていません。6月までに申請された方はもう一度7月分からの申請が必要となりますので、免除を希望の方はお手数ですが手続きお願い致します。

学生納付特例の受付期間延長について

今回、一般の方の免除期間が延長になるのと同時に学生の方の納付猶予手続きの期間が延長になりました。

- 平成23年2月分から平成23年3月分までの保険料納付猶予受付

平成23年3月まで ⇒ 平成24年3月まで

※平成23年4月分から平成24年3月分までの納付猶予受付期間には変更なく

平成23年4月から平成24年3月までとなっております

注：免除申請をした場合は、保険料を納めていた場合と比べて貰える年金が少なくなります。

少なくならないためには、追納として免除期間中の保険料を後から納めて頂く必要があります。また、免除申請はすでに支払ってしまった分につきましては免除ができませんのでご注意ください。

免除手続きを以前にしているかどうか不安な方は川内村災害対策本部にお電話ください。

川内村災害対策本部フリーダイヤル

0120-38-2119

その他、年金に関する様々なご相談もお待ちしております

ねんきんダイヤル

0570-05-1165

村内各家庭のモニタリング調査について

本村では、各家庭の放射線量のモニタリング調査を実施いたします。この調査は、ご家庭の玄関前と家の裏側など最低でも2か所を東京電力のご協力を得て実施するもので、放射線管理士と本村職員が全家庭を10月3日から巡回します。

なお警戒区域の皆さんのご家庭は、解除後に同じように実施いたします。

補償金請求に関する東京電力(株)相談窓口の開設について

福島原子力発電所の事故に伴う補償金の請求（本補償）に関する東京電力（株）の相談窓口が開設しております。

1. ビッグパレットふくしま（郡山市） C ホール

期 間： 10月31日（月）まで 毎日

受付時間： 8時30分 ～ 16時

2. 川内村

○第1区集会所

10月7日（金） 9時から16時30分

○第3区山村活性化支援センター

10月8日（土） 9時～16時30分

3. その他の福島県内外に避難されている方につきましては、下記の東京電力(株)福島原子力補償相談室にお問い合わせください。

◎相談に当たっては、東京電力(株)から郵送される「補償金請求のご案内」などの関係資料をご持参ください。

※問い合わせ先

東京電力(株)福島原子力補償相談室 0120-926-404

本補償に関する東京電力(株)の取り組み（プレスリリース）

健診について

《田村市・田村郡にお住まいの方、県内に避難されている方で、9月24日・25日にビッグパレットふくしまでの総合検診を実施できなかった方》

10月から公立小野町地方総合病院で受診可能となりました。

1日に検診できる人数に制限があります。また、健診項目により実施できない曜日もあります。健診を希望される方は、介護医療班に10月31日まで申し込んで下さい。（既に健診の申し込みをされた方には、日程調整の連絡をします）

《県外に避難されている方》

日本予防医学協会と提携している医療機関での受診が可能になりました。

健診を希望される方は、介護医療班に10月31日まで申し込んで下さい。

（既に健診申し込みをされた方には、医療機関情報と日程調整の連絡をします）

《7月に川内村で健診された方》

がん検診—10月から公立小野町地方総合病院で受診可能となりました。

健診を希望される方は、介護医療班に10月31日まで申し込んで下さい。（既に健診申し込みをされた方には、日程調整の連絡をします）

特定健診の対象者

○国民健康保険加入者（40歳～74歳）

○長寿（後期高齢）医療制度加入者（75歳以上の方）

がん検診の対象者

○肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診⇒40歳以上の方

○前立腺がん検診⇒50歳以上の男性

インフルエンザ予防接種が始まります

村では、65歳以上の高齢者の方のインフルエンザ予防接種料金の助成を行います。

今年度については、**予防接種個人負担金はありません。**（震災等原発事故等の影響を考慮）

接種期間：平成23年10月1日～12月31日まで

対象者：65歳以上の方

（60歳以上65歳未満の方で心臓・じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方等）

接種医療機関：主治医または、予防接種可能な医療機関

料 金

- ・ 県内の医療機関で接種を受ける方⇒無料
- ・ 県外で接種される方⇒一旦料金をお支払いいただき、予診票・予防接種済証・領収書を添えて接種料金を申請して下さい。

*接種を希望される方は、介護医療班で予診票を配布します。介護医療班に連絡して下さい。

農地を所有の村民の皆さんへ

去る3月11日の大地震及び先日の台風15号の影響で、農耕地（畦畔、水路等）に被災を受けた箇所があると思われます。

村では、皆様からの情報の提供をお願いしたく、個人の所有する農地等に被災があった事を把握できましたら、お手数ですが復興班までご連絡をお願いいたします。

ビッグパレット内仮設役場 TEL0120-38-2119 内線 113

川内村役場 TEL0240-38-2113

金融機関の通帳・証書、印鑑、キャッシュカードなどを紛失されたみなさまへ

東邦銀行では、個人でご契約いただいている、紛失した通帳・証書・キャッシュカードの再発行や紛失した届出印鑑の改印のお手続きが、東邦銀行の支店のない地域でも他行窓口を通して受付する取り扱いを開始しております。まだお手続きがお済でない方はぜひご利用ください。

詳しくは東邦銀行ホームページまたは、フリーダイヤル0120-104-157（平日9時～17時）へお問い合わせ下さい。

川内村災害対策本部

〒963-0115郡山市南2丁目52ビッグパレットふくしま内

TEL0120-38-2119/FAX024-947-8531

<http://www.kawauchimura.jp>

